

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本サイクルスポーツセンター（以下「本センター」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員には、月額報酬及び賞与を支給する。

2. 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、職員の給与規定に準じた通勤手当を支給することができる。
3. 常勤役員の退職金については、別に定める「役員退職金規程」により支給するものとする。

(月額報酬)

第4条 常勤理事の月額報酬は、次の各号に定める金額の範囲内で理事会が決定する。

- (1) 会長 800,000円以内
 - (2) 常務理事 700,000円以内
2. 常勤監事の月額報酬は、550,000円の範囲内で監事の協議により決定する。
3. 月額報酬は、毎月20日に支給する。
- ただし、支給日が休日にあたる場合は、その前日に支給する。

(選任、離任のときの月額報酬の支給方法)

第5条 新たに役員となった者のその月の報酬は、その日から日割計算した額を支給する。

2. 役員が離任し、又は死亡したときのその月の報酬は、全額を支給する。

(賞与)

第6条 賞与は、原則として年2回、6月30日及び12月10日に支給する。

2. 前項に定めるもののほか、賞与の支給に関して必要な事項は、職員の賞与の支給基準に準ずるものとする。

(非常勤役員の報酬)

第7条 非常勤役員の報酬は、日額報酬とする。

2. 支給額は、1日当たり50,000円を限度とし、その職務等を勘案して、理事にあっては理事会で、監事については監事の協議により決定する。

3. 報酬は、9月20日及び3月20日に支給する。

ただし、支給日が休日に当たる場合には、その前日に支給する。

附 則

1. この規程は、平成24年12月10日に制定し、平成24年12月3日から適用する。

2. 昭和61年4月1日施行の「役員報酬規程」は、廃止する。

3. 改正後のこの規程は、平成26年6月18日から施行する。

(専務理事の廃止に伴う第4条の変更)